

機関紙「せいがん」第20号
発行「請願運動」1992. 7. 1
西多摩郡瑞穂町武蔵183-3
電話 0425-57-4422
(地方自治法第124条の改
正で請願権充実を求めます)

法務局が認める 23区の過半数も

法務局が弁済供託を却下

学校設置者への請願書

却下決定書

却下された供託書

「却下理由」は「供託原因不明確」

東京法務局八王子支局は六月二十三日、角田豊治さんから提出された、瑞穂町長を被供託者とする供託書について、「供託原因不明確」を理由として「却下」処分としました。

角田さんは、これを不服として東京法務局長宛に審査請求書を送付すると同時に、瑞穂町長に対し、「債権の法的根拠とその額の教示を求める件」として請願書を提出しました。

学校給食法第四条は「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」としています。

警視庁が文書回答

警視庁は五月二十七日、大衆団体の要求交渉の際、はじめて文書回答をしました。

▲法務局が受理した供託書

板橋区議会からの採択通知

「○」形の印影を押印と認めることを求める陳情

「○」形の印（三文判）について一部に「非常識」などと言
う意見もあるなかで、東京法務
局武蔵野出張所は六月二十九日、形の印影を押印と認めることを
また、板橋区議会では「○」

求める陳情について、全会一致で採択と決定しました。

二十三区の過半数も

都内二十三区では、次の十二の議会で「〇」形の印影を押印と認めて受理しています。

千代田、新宿、台東、墨田、
大田、中野、杉並、豊島、北、
板橋、練馬、江戸川。

【新法律学辞典】（有斐閣）
に「印影（印を押した跡の形）
及び印影を顯出させるために必
要な文字又は符号を刻んだ物体
である印影をいうとするのが判
例である。」とあります。

「押印」と認めない
「認めない」とする議会で
は「粹のみで氏名の判断が
できない」、「当該者を証
するもの」「を要します」と
いいます。

せいがん

機関紙「せいがん」第20号
発行「請願運動」1992. 7. 1
西多摩郡瑞穂町武蔵183-3
電話 0425-57-4422
(地方自治法第124条の改正で請願権充実を求めます)

「障害者福祉手当の遡及的支給を求める陳情」 瑞穂町で全会一致採択

「受給権侵害」を町長が「反省」

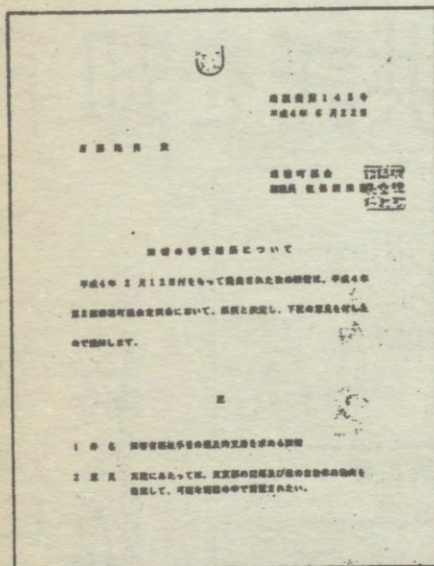
瑞穂町議会は六月十九日、本会議を開き、斎藤隆男さんから出されていた「障害者福祉手当の遡及的支給を求める陳情」について、全会一致で採択と決定しました。

「再審査もして深く論議した」等の応答もありました。

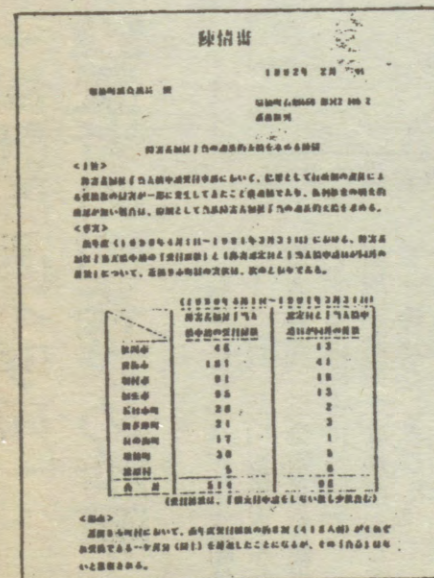
「受付と受理」、十八年間放置 問われる東京都の「一体」責任

採決前の質疑で「陳情書の一行目に、行政側の責任による受給権の侵害が一部に発生してきた」とあり、民法第九五条、一九九条、七〇九条、七二四条等損害賠償の問題ともいわれるが充分論議したか」などの発言と

「行政側も一部責任を認め」議会も「行政側の責任による受給権の侵害が一部に発生してきた」とする陳情者の事実認識を



斎藤さんへの採択決定通知



斎藤さんが出していた陳情書

陳情者

斎藤隆男さんの話

昨年の九月から今日まで、心身障害者福祉手当の問題で、町長と議長に対して、問題点の解明と解決方法について、お願いしてきました。

この間、感じたことは「ヒューマンタウンみずほ」の看板が泣いている、ということです。

私が出した陳情書が町議会ですべて全会一致で採択されたことは、とても救いです。

「赤信号みんなで渡れば怖くない」とばかりに「十五対一」を強要され、「政治的に解決なされたら」とも言われました。

ソ連や東欧でも「満場一致」で一つの「真理」に到達できるという神話が、相対的三権分立体制とともに崩壊しました。

小さなグループの中では「非常識」とされることでも、全都レベルでは「常識」とされることもあります。当然、その逆のこともあります。

「受付と受理」について本来

の在り方は、十八年前に東京都から文書で示されていました。

しかし、都内の約九割の自治体で「非常識」が「常識」となってきました。これが今回のことであって全体的に「申請」の窓口対応が改善されている、と都の課長さんは言っています。

町政や都政で、住民監査請求の制度はあっても、公金支出の不作為や行政事務の不作為等は対象から外されています。

「ヒューマンタウンみずほ」を失うものにするためにも行政監察（オンブズマン）制度が必要だと思っています。

印を有しないとき

「署名・押印・代書・印」第六十二条 届出人、申請人その他の者が、署名し、印をおすべき場合に、印を有しないときは、署名するだけで足りる。署名することができないときは、氏名を代書させ、印をおすだけで足りる。署名することができず、且つ、印を有しないときは、氏名を代書させ、印をおすだけで足りる。

（戸籍法施行規則）

「障害者福祉手 瑞穂町

せいがん

機関紙「せいがん」第20号
発行「請願運動」1992. 7. 1
西多摩郡瑞穂町武蔵183-3
電話 0425-57-4422
(地方自治法第124条の改
正で請願権充実を求めます)

涙のヒューマン・タウン 「常識」の中の「非常識」 必要なオンブズマン制度

陳情者

斎藤隆男さんの話

昨年の九月から今日まで、心身障害者福祉手当の問題で、町長と議長に対して、問題点の解明と解決方法について、お願いしてきました。

この間、感じたことは「ヒューマンタウンみずほ」の看板が泣いている、ということですが、私が出した陳情書が町議会で全会一致で採択されたことは、極めてもの救いです。

「赤信号みんなで渡れば怖くない」とばかりに「十五対一」を強要され、「政治的に解決なされたら」とも言われました。ソ連や東欧でも「満場一致」で一つの「真理」に到達できるという神話が、相対的三権分立体制とともに崩壊しました。小さなグループの中では「非常識」とされることでも、全都レベルでは「常識」とされることもあります。当然、その逆のこともあります。

「受付と受理」について本来

の在り方は、十八年前に東京都から文書で示されていきました。しかし、都内の約九割の自治体で「非常識」が「常識」とされてきました。これが今回のことがあって全般的に「申請」の窓口対応が改善されている、と都の課長さんは言っています。町政や都政で、住民監査請求の制度はあっても、公金支出の不作為や行政事務の不作為等は対象から外されています。

「ヒューマンタウンみずほ」を実のあるものにするためにも行政監察（オンブズマン）制度が必要だと思っています。

印を有しないとき

〔署名・押印・代書・ほ印〕
第六十二条 届出人、申請人その他の者が、署名し、印をおすべき場合に、印を有しないときは、署名するだけで足りる。署名することができないときは、氏名を代書させ、印をおすだけで足りる。署名することができず、且つ、印を有しないときは、氏名を代書させ、ほ印するだけで足りる。

（戸籍法施行規則）

一月二十九日に放映されたNHKのスペシャルシリーズは、一四・七五%という大変高い視聴率を上げ、「入れ歯」に対する関心の高さと悩みの大きさが示されました。

人生において食生活は極めて重要であり、生涯自分の歯でものを噛みながら食べることは誰もが望むところです。

日本の入れ歯人口は約一千万人と言われ、特に高齢者の多くが入れ歯を必要としています。しかし、いまの医療保険制度による入れ歯の診療は、材質的には必要な水準が確保されているものの、技術料点数が低いことから、制作工程や調整に十分な時間をかけることができず、よい入れ歯を求める国民の要望に十分対応できない状況にあります。

そのために、患者は莫大な費用をかけて保険外治療を強いられています。

食事をおいしく食べたいから入れたのに、その入れ歯をはずさなくては食事ができないという泣くに泣かない事実がたくさんあるのです。

この「入れ歯」問題については、国会でも自民党の住博司衆議院議員を初め十人余りの議員が取り上げ、山下厚生大臣も「……十分真剣に検討すべき問題である……」と述べています。

また、静岡県議会や大阪茨木市議会においては、すでに「意見書」が採択され関係大臣に意見書が提出されたと言われています。

貴議会におかれましても、歯科医師を初め歯科技工士、そして実際に悩み、苦しんでいる多くの市民の実情を調査の上、表記「意見書」を採択いただき、可及的速やかに政府に対して「意見書」を提出していただくよう陳情いたします。

平成四年八月二十五日

陳情者

青梅市今井一——二五四——三

全日本年金者組合東京都本部西多摩支部

執行委員長 遠藤 寿雄

印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

陳情第四—十二号

福生市から無年金者をなくし安心して老後の生活ができるために国に
意見書の提出を要請する陳情書

(陳情の内容)

現在においても、市内に居住する高齢者で無年金者になっている方々が多数おられると考えられます。

一九八九年の改正によって、年金は毎年物価スライドが実施されることになりましたが、国民年金の保険金もこれに連動して、予定額より大幅に毎年値上げが行われ、今年度の保険金はすでに九千七百円となり、来年度は一万六百元にもなると言われています。いままでも、保険料の法定免除者と支払い不能者(または拒否者)の数は、二〇%にも及び、これらの人々の多くは新しい無年金者となる危険をはらんでいます。

国民年金保険料の毎年の値上げ幅の大きさは、保険料を支払えない人を新たに生み出し、無年金者の大量発生の心配を増幅するとともに、公的年金の自己崩壊の危険さえ指摘する声が厚生省の中からさえ出ている状況です。

今のうちに、これらの不正常な傾向を是正しないならば、公的年金に対する信頼は失われ、急速な公的年金制度の破壊が進行する恐れさえ出ています。国が公的年金に対する国庫補助を年ごとに大きく減らし、「自分の老後は自分で準備せよ」式の政策を貫くなら、憲法第二十五条の生存の権利も、世界の発展方向からも取り残されてしまうで

しょう。

無年金者を一人もつくらず、老人の生活と尊厳を保障するのは、経済大国である日本政府の重大な責任です。

公的年金の社会的な運営を一日も早く改めて、ヨーロッパ各国やカナダなどのように、すべての国民に最低限度の文化的な生活を保障する、最低保障年金を制度化することは急務であると考えます。

貴市議会がこの趣旨を踏まえて、政府に前向きに検討されるように意見書を採択され、政府、厚生省に提出されるように陳情いたします。

平成四年八月二十五日

陳情者

青梅市今井一―二五四―三

全日本年金者組合東京都本部西多摩支部

執行委員長 遠藤 寿雄 (印)

福生市議会議長

陳情第四—十三号

「現況届」などの市による一括発送扱いの陳情書

(陳情の内容)

福生市居住の年金受給者の「現況届」、「身上報告書」、「扶養親族証明書」などは、本人から市に提出した後は、市で証明した上、市から社会保険庁などに一括送付していただきたい。

(陳情の理由)

高齢者社会を迎えて、年金受給者の数は年々急速に増えており、毎年個々の年金受給者に対して右記のような調査と、市による証明が義務づけられております。

高齢者がこの手続と発送をすることは、特に病弱の高齢者所帯と一人暮らしの老人にとっては大きな負担となっています。

この届けを失念、または遅延すれば、年金の支払いが中断されるのです。

したがって、本来ならばコンピューターの発展した社会ですから、関係省庁、組合から毎月生存証明の照会で済むようにすべきだと考えます。

その設備と手続が完了するまでの間、全国でも各地(高崎、前橋、小諸など)ですでに実施されているように、市で郵送代を負担して一括して発送するように取り扱いをお願いしたいと思います。

このことによって、市民課の窓口の混雑もかなり解消されるものと信じます。

平成四年八月二十五日

陳情者

青梅市今井一—二五四—三

全日本年金者組合東京都本部西多摩支部

執行委員長 遠藤 寿雄 (印)

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

陳情第四—十四号

学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担
制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情書

趣旨

学校教育は、職種の異なる職員がそれぞれの職種の違いを越えて子供たちのために協力することによって成り立っています。学校事務職員は学校予算の編成・執行などの教育諸条件整備の仕事を通して、また栄養職員は、豊かで安全な給食づくりと食生活の指導を通して、子供たちの健やかな成長と行き届いた教育を保障するためにがんばっています。

このことから、文部省も学校事務職員・栄養職員を学校教育に不可欠な「基幹職員」と位置付けているところです。

政府は「国庫負担見直し」をかかげた「行革審」「臨教審」答申を背景に、一九八四年以来八年間にわたって毎年のように学校事務職員、栄養職員の給与半額国庫負担適用除外等の動きを顕著にしてきました。

そして、一九八五年、教材費・旅費を国庫負担から除外し、一九八八年には恩給費も除外・一般財源化し、昨年は共済追加費用を除外するに至っています。

新行革審最終答申でも、「相応の負担を地方に求める」とうたい、さらに財政制度審議会の答申でも、「引き続き負担対象等について見直しを行う必要がある。富裕団体に對しての検討を行っていく必要がある。」（一九九〇・十二・二十一）と述べ、学校事

務職員・栄養職員の給与負担廃止や、「富裕団体」に焦点を当てた姿勢を明らかにしています。

義務教育費の国庫負担、とりわけ教職員の給与の半額負担制度は、「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準と維持向上を図る。」ため重要な柱となっています。

しかしながら一般財源化された教材費・旅費が全国各地で削減された例に見られるように、学校事務職員・栄養職員の定数・給与が、各自自治体の財政力に左右されることになつては、重要な役割を果たしている学校事務職員・栄養職員を不安に陥れ、義務教育費国庫負担制度を根底からゆるがすことにもなります。

貴議会におかれましては、これまでも国庫負担制度を守る上で多大な御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。教育の重要性が強調されている折、子供たちに行き届いた教育を保障する上で不可欠の役割を果たしている学校事務職員・栄養職員の給与負担を含む義務教育費国庫負担制度を守るため、今年度も左記事項を貴議会に陳情申し上げますので、ぜひとも御採択いただきますようお願い申し上げます。

（陳情事項）

一、大蔵省・自治省・文部省に對して、「義務教育費国庫負担制度を堅持する意見書」